

第 2 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 5 年 9 月 5 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 5 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 6 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
議第 7 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について
議第 8 号	御嵩町農業振興地域整備計画の変更及び区域変更に対する意見について
報第 1 号	農業用施設届について
報第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長 渡 辺 一 直 事務局次長 佐 橋 良 太 書 記 長 瀬 弘 樹
6、会議録署名者	3 番 加藤 洋子 委員 4 番 木島 和美 委員
7、欠席委員	10 番 加納 恒明 委員
議 長	<p>ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 3 名で定足数に達していますので、これより第 2 回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>本日、10 番 加納 恒明 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録署名者に、3 番 加藤 洋子 委員、4 番 木島 和美 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。</p> <p>事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 18 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	事務局からの朗読が終わりましたので、これより審議に入ります。

<p>14 番 奥村委員</p>	<p>す。 1 号事案について、14 番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p> <p>14 番奥村です。1 号事案について説明します。 事務局より朗読のあった箇所については省略します。資料の 5-1 をご覧ください。 申請地の場所は、鬼岩公園駐車場から西へ 1 km ほどのところ です。権利を移転しようとする理由は次のとおりです。 中央新幹線美佐野トンネル工事における工事の仮設ハウス、資材 置場として使用します。 賃貸人は、居住地と離れており、高齢で管理できないため賃借人 の申出に応じることとしました。 利用期間は、許可日から令和 8 年 9 月 30 日まで。仮設ハウス、 資材置場造成事業費は、自己資金で 300 万円。 東側は原野、西側は公衆道路、北側は申請地の一部、南側は田。 雨水の処理は、周囲に土側溝を作り沈砂池に導き沈砂させて上水 を流出させます。汚水は発生しません。 万が一被害があった際には賃借人にて対処します。 申請箇所の砂防地内行為は、岐阜県可茂土木事務所と協議し実施 します。なお、耕作土は南側に仮置きし、工事完了後は完全に農地 に復元されるとのことです。 許可申請書、代替地検討資料、土地の権利書、土地台帳付属資 料、利用計画図、委任状、誓約書、農転用の同意書、土地一時貸借 契約書、銀行残高証明書、履歴事項全部証明書、定款を確認しまし た。 転用によって生ずる付近の土地の概要については、8 月 22 日事前 説明、8 月 29 日現地確認により行いました。 以上から 1 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの 審議をよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>議 長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、中山間地域等に存在する農業 公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるた め、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。</p> <p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願 います。 挙手全員であります。よって、2 号事案は適当と認め進達しま す。</p> <p>続いて、2 号事案について、14 番 奥村 俊雄 委員 説明願いま</p>

<p>14 番 奥村委員</p>	<p>す。</p> <p>14 番 奥村です。2号事案の説明をします。 事務局から朗読のあった箇所については、省略します。資料の5-2をご覧ください。 申請地の場所は、御嵩町上之郷公民館から西へ400mほどのところ です。 転用の目的は次のとおりです。転用事業者は現在親と同居しておりますが、子どもが生まれ住居が手狭になってきたため、父が所有する土地を借り受け居宅を構えるものです。 利用期間は許可日から永久。資金調達は全額借入です。 申請地の北側、東側は水路、西側は水路と道、南側は申請者所有の農地です。 南側農地との境はコンクリートブロックを設置し、雨水は集水のうえ西側水路へ排水します。汚水排水は西側下水道へ接続します。 工事施工にあたっては周辺農地へ被害を及ぼさないように十分留意し、万が一被害が発生した場合には申請者の責任をもって誠実に対処するとのことです。なお、申請地は令和5年6月26日に〇〇番〇から分筆しています。 許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、土地利用計画図、誓約書、ローン事前相談結果、水利組合への誓約書、委任状を確認しました。 転用によって生ずる付近の土地の概要については、8月23日事前説明、8月29日に現地確認により行いました。 以上から2号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、上之郷出張所から500m以内の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>続いて、3号事案について、2番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
<p>2 番 田中委員</p>	<p>2番田中です。3号事案の説明をします。資料の5-3をご覧ください。</p>

	<p>事務局より朗読のありました事項については、省略します。申請地の場所は、あゆみ館より東へ350mのところでは、</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細を申請書の記載のとおり朗読します。譲渡人は高齢となってきたため、申請地の維持、管理が困難となってきた。申請地は住宅街にあり住環境に適しているため、譲受人が分譲住宅の建築のため取得したという理由で本申請に至ったということです。</p> <p>書類については、必要な書類がすべて提出されていることを確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要についても、申請書のとおり朗読します。申請地の北側、西側は畑及び宅地、南側及び東側は道路及び通路となっています。雨水は雨水桝で収集のうえ、南側道路側溝へ排水し生活排水は公共下水道にて処理するため隣接の農地へ影響はありません。周辺の農地に被害が出ぬよう十分注意して工事施行しますが万が一被害が発生した場合は申請者の責任において補償します。とのことです。</p> <p>事前説明を8月19日に担当行政書士より受け、現地確認を8月29日に行いました。現地確認の際に申請地の北西に隣接する畑の排水先がなくなってしまう点が他の委員さんから指摘されました。指摘を受け、申請者側で計画を見直し隣接する畑の排水路を追加することとなりましたのでご報告します。今回のこの添付資料にはその変更点が反映されていません。申し訳ありません。</p> <p>以上のとおり説明をしましたが、申請書の文言が若干乱暴で雑な印象を受けました。その点を8月19日に行政書士には指摘しましたが、一方で訂正させるまでの対応をしなかったことはよくない対応だったと思います。反省して今後は気を付けたいと思います。</p> <p>この点以外は本申請に問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局から補足説明がありますか。</p> <p>いま、田中委員から説明があったとおり、現地確認の際にこの北西側の畑が今回の開発が行われることで、排水ができなくなってしまうので、それに配慮した図面を計画し直してほしい。ということで指示をいたしましたところ、昨日その図面が提出されまして、新しい排水路が新設されるという計画で出てきました。合わせて事務局側で北西側の田の所有者に確認をしたところ、その図面で問題ないというような了承を得たということも確認しましたので問題ないかと思えます。</p> <p>併せて申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域にある農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	
事務局次長	

<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次の4号事案は、12番 瀬瀬 正彦 委員に関係しますので、12番 瀬瀬 正彦 委員は農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。</p> <p>(12番 瀬瀬 正彦 委員) 退 席</p>
<p>議 長</p> <p>13番 中川委員</p>	<p>4号事案について、13番 中川 洋二 委員 説明願います。</p> <p>13番中川です。申請地は古屋敷教員住宅より東に300m、御嵩橋南側より西へ50mほどのところ です。</p> <p>申請理由については、譲受人は解体工事業を営んでおり、解体工事を行う際に使用する機材保管場所が不足しているため、主に解体工事で利用する機材を置くための、資材置場として利用する。</p> <p>機材の保管については重機のアタッチメント・処理物の運搬に使うトラックコンテナ等となり、工事に伴う処理物の長期保管はしない。譲受人についても現状申請地での耕作はしておらず、今後も耕作を行う予定はないため、売却をすることにしたとのことです。</p> <p>申請地の北側は河川管理道路、東側及び南側は宅地、西側は公団上原野となっています。</p> <p>申請地までの乗入は町有地になり町からの通行許可の回答書が添付されております。</p> <p>雨水については自然浸透で処理し、汚水は発生しません。</p> <p>土地利用計画図、誓約書、委任状、町からの回答書を確認し、8月18日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから、4号事案については問題ないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>河川法については、担当行政書士へ確認し、手続き中とのことでした。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p>

	<p>挙手全員であります。よって、4号事案は適当と認め進達します。</p> <p>審議終了いたしましたので、12番 瀬瀬 正彦 委員の着席を認めます。</p> <p>(12番 瀬瀬 正彦 委員) 着 席</p>
議 長	次に5号事案について、1番 水野 宏治 委員 説明願います。
1番 水野委員	<p>1番水野です。5号事案の説明をします。</p> <p>ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の5-5をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、高倉公民館より北へ約100mのところでは、転用の目的は、一般個人住宅、庭、駐車場。権利を設定し移転しようとする事由の詳細は、譲渡人は平成16年に相続したが、申請地はすでに宅地化していたこともあり耕作を行わない状況が続いており売却を検討していた。譲受人は申請地及び住宅を法人名義で購入し、リフォーム後代表者個人の親族が住むための家として無償で貸し出します。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地等の概要は、北側は宅地、東側は畑、南側は山林、西側は山林及び一体利用地の宅地となっています。</p> <p>雨水は道路側溝に接続、汚水は下水道に接続処理します。</p> <p>添付書類については、土地利用計画図、誓約書、預金通帳の写し、委任状、有限会社の履歴事項全部証明書、始末書については確認しました。</p> <p>始末書の内容は、昭和47年より庭として利用していた。農地法の許可を得ることなく利用していたことは十分に反省している内容でした。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、8月22日事前説明、8月29日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから5号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆さんの審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域にある農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。
議 長	採決に入ります。5号事案について、適当と認める方は挙手願います。

<p>1 番 水野委員</p>	<p>挙手全員であります。よって、5号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に6号事案について、10番 加納 恒明 委員が欠席ですので、1番 水野 宏治 委員 説明願います。</p> <p>1番水野です。6号事案の説明をします。 ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の5-6をご覧ください。 申請地の場所は伏見保育園より西に約100mのところでは、転用の目的は、電力送配電業工事資材置場（一時転用）です。権利を設定し、移転しようとする事由の詳細は送電線鉄塔改良工事実施のための資材置場および組立作業場として必要なため。 転用の時期は許可日から令和6年6月30日までです。事業の概要は1838.93㎡に鉄板を敷き詰め、工事資材置場にする。 転用によって生ずる付近の土地等の概要は、申請地には周囲に柵を設置及びネットで囲み、敷地内は田面全体に工事用養生シートにて保護し、その上に鉄板を敷設する。 周囲の状況は、北側は道路、東側は田、南側は住宅地、西側は畑でありいずれの方向も水路で挟まっている。 添付書類については、土地利用仮設図、誓約書、残高証明書、現在事項全部証明書、土地一時使用承諾書2通については確認しました。 転用によって生ずる付近の土地の概要については、8月24日事前説明、8月29日に現地確認を行いました。 以上のことから6号事案の申請内容については、私は問題がないと思えます。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。6号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、6号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第6号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>

事務局	<p>4ページをご覧ください。議第6号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について。</p> <p>別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は19ページから20ページをご覧ください。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの朗読が終わりましたので、これより審議に入ります。1号事案についても、10番 加納 恒明 委員が欠席ですので、1番 水野 宏治 委員 説明願います。</p>
1番 水野委員	<p>1番水野です。1号事案の説明をします。</p> <p>ただいま、事務局から説明されましたことについては、省略します。資料の3-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は伏見台公民館より東へ10mほどのところですが、権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、売買による権利移転という内容です。</p> <p>権利を設定、移転しようとする当事者は、耕作をせず同居する譲受人の妻の父です。</p> <p>農機具保有状況は妻の父の所有するトラクター1台です。</p> <p>添付書類は、通作図、誓約書、委任状などを確認しました。</p> <p>また、8月24日伏見地区担当の鍵谷 道隆 推進委員と現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから1号事案の申請内容について、私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議長	<p>続いて、鍵谷 道隆 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点があれば説明願います。</p>
鍵谷推進委員	<p>8月24日に地区担当の水野委員と現地を確認いたしました。営農条件等に問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p>

事務局次長

次に議第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。

6ページをご覧ください。議第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について。

別紙のとおり農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更するため、委員会の意見を求めるものとする。

別紙の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想及び新旧対照表をご覧ください。

今回の議案について説明します。

農業経営基盤強化促進法5条に基づき県が策定している「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」について、令和5年4月1日付で見直しがありました。

これは令和3年度から10年間の岐阜県の農地利用集積の目的等を定めた方針です。

この方針の変更に合わせて、下位計画である、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を見直すため、農業委員会に意見を求めるものです。

その中で特に重要な変更点、3点を説明いたします。

別紙の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）をご覧ください。

変更箇所を灰色でマーカーしております。

1点目について、10ページをご覧ください。

「1農業を担うものの確保及び育成の考え方」、「2農業を担う者の確保・育成に向けた取組」についての項目を新設しました。

ここでは、農業の担い手を確保し育成していくための具体的な考え方や、どのような形で育成に向けた支援をしていくのか、また、県の支援センターとの連携に関する事項を記載しております。

2点目について、11ページ中段をご覧ください。

「3その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」を新設しました。

ここでは、農用地の利用集積の目標を達成するために行っていくべき今後の方針を記載しています。

3点目は12ページ中段から16ページ中段まで新設した、地域計画推進事業に関する事項です。

町として地域計画を策定していくにあたり、協議の場の設置方法や、連携会議の開催、地域計画の作成、目標地図の作成などの各段階の方針について記載しております。

その他、現行の制度や実態に合わせた文言の修正や内容の変更を行っております。

詳細については新旧対照表に記載されておりますのでご確認をお願いいたします。以上です。

議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。議第7号について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、議第7号は適当と認めます。</p>
事務局次長	<p>次に議第8号、御嵩町農業振興地域整備計画の変更及び区域変更に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局次長	<p>7ページをご覧ください。議第8号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更及び区域変更に対する意見について。</p> <p>別添のとおり御嵩町農業振興地域整備計画の変更及び区域変更について、委員会の意見を求めるものとする。</p> <p>別添資料をご覧ください。</p> <p>まず、制度の概要について簡単に説明します。</p> <p>この御嵩町農業振興地域整備計画は農業振興地域の整備に関する法律に基づく計画で、御嵩町において農業を推進していく地域やその方針を定めたものです。</p> <p>資料4ページ目の地図をご覧ください。</p> <p>青色の農業振興地域を定めた外枠と、その内側で黄色に塗りつぶされた地番を農用地として指定しています。</p> <p>この農業振興地域内の農用地に指定されている黄色部分の農地を農地転用しようとする場合は、農地転用の前に農用地指定を外す必要があります。今回は指定を外す除外申請と、その除外に伴い、青色の外枠を変更する手続きの2案件について農業委員会に諮るものです。</p> <p>それでは今回の除外案件の内容について説明します。</p> <p>資料の5ページ目をご覧ください。</p> <p>今回の除外申請自体は1件で、可児市から「(仮称)可児御嵩インターチェンジ工業団地造成に伴う農業振興地域整備(農用地利用)計画の変更について(お願い)」です。</p> <p>除外申請の筆は次のページ記載のうち、農振農用地に該当する7筆です。位置はその2ページ後ろのA3地図のとおりで、可児御嵩インターチェンジの北西です。</p> <p>資料戻りまして2ページ目をご覧ください。</p> <p>今回、農業委員会に諮る依頼事項の概要です。</p> <p>今回、この可児御嵩インターチェンジ工業団地造成に伴う除外申請について、(1)農振農用地からの除外と、(2)農業振興地域区域の変更、この2つについて審議頂きます。</p>

	<p>(1)農用地からの除外についてです。農振農用地は先ほども説明したとおり、地番管理されており、今回7筆について除外申請がありましたので、審議します。</p> <p>次に(2)農業振興地域の変更は、(1)の除外に伴い、当該地が御嵩町と可児市の市町界にあるため、農業振興地域の区域(いわゆる、外枠)の変更を行う予定です。</p> <p>資料の最後から2ページ目の地図をご確認ください。</p> <p>現在の農業振興地域界が黄色で、変更後の地域界を赤色で示しています。</p> <p>変更には町から国土利用計画審議会(国土交通省所管)への申請が必要となりますが、この申請にも農振協議会からの意見聴取が必要なため、こちらについても協議をお願いします。</p> <p>(1)に関する資料は3ページ目以降の協議事項①資料から、(2)に関する資料は資料の中ほどの、右上、協議事項②資料からでございます。</p> <p>(3)について、7月18日に開催しました御嵩町農業振興地域整備計画促進協議会において、現地確認及び審議を行い、(1)については「除外はやむを得ない」(2)については「意見なし」との回答をいただいております。</p> <p>説明は以上です。皆様の審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。議第8号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、議第8号 御嵩町農業振興地域整備計画の変更及び区域変更については、適当と認めます。</p>
事務局	<p>次に報第1号 農業用施設届について、事務局より報告願います。</p> <p>8ページをご覧ください。報第1号 農業用施設届について。別表のとおり農業用施設届があったので、委員会に報告するものとする。9ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料については、21ページから23ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>1号事案について、7番 山本 康彦 委員 説明願います。</p>

7番 山本委員	<p>7番 山本です。農業用施設届について説明します。 事務局から説明があった箇所については、省略します。資料の21ページをご覧ください。 現地確認を8月18日に推進委員の田中委員と行いました。 申請地は、送木集会所より北へ約20mの場所で面積513㎡のうち、180㎡に農産物加工所施設39.66㎡を建築するものです。 周囲は、申請人の自作地であり、何ら問題ないと思われます。 現地は、すでに建築されていることから、始末書が添付されています。 みなさまの審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続いて、田中 宣行 推進委員 現地の状況はどうでしたか、気になる点などありましたらお願いします。</p>
田中推進委員	<p>8月18日に山本委員と現地確認を行いました。何ら問題ないと思えます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>事務局からの補足説明はないとのことですので、報第1号の報告については以上となります。</p> <p>次に報第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。</p>
事務局	<p>10ページをご覧ください。別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。 11ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを
証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

3 番

4 番